

福井市循環型社会形成推進地域計画

福井県福井市
令和4年 1月 4日
令和4年12月 9日

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	4
(4) 生活排水処理の目標.....	6
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	6
(2) 処理体制.....	8
(3) 処理施設の整備.....	11
(4) その他の施策.....	11
4. 計画のフォローアップと事後評価	12
(1) 計画のフォローアップ.....	12
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	12

添付資料

循環型社会形成推進地域計画

- (添付資料) 1 福井市行政区域図
 - 2 一般廃棄物処理施設位置図
 - 3 生活排水処理区域図
 - 4 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
 - 5 ハザードマップ
- 様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
 - 様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

その他参考資料として以下のものを添付

- ・参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ・参考資料様式 7 施設概要（浄化槽系）

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の対象地域は、福井県福井市（以下「本市」という。）の全域であり、総面積：536.41 km²、総人口は261,898人（令和2年10月1日現在）である。なお、行政区域図を別添の図に示す。

表1 対象地域の概要

構成市町村名	福井県福井市
面積	536.41 km ² （別添 対象地図 参照）
人口	261,898人（令和2年10月1日現在：福井市登録人口）

(2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は福井県の県庁所在地であり、福井県の北部に位置する人口261,898人（令和2年10月1日現在）の都市であり、県都として、福井県における行政、文化・経済の中心都市として発展を続けている。平成18年に合併した美山、越廼、清水区域を含めた総面積は536.41 km²である。

ごみ処理基本計画

現在本市は、第七次福井市総合計画（以下「総合計画」という。）に示した「みんなが輝く全国に誇れる ふくい」を基本理念としてまちづくりを進めている。総合計画では、基本理念の実現を図るため定められた重点方針に基づき、市域全般にわたる政策・施策を策定している。

住みよいまちを目指した政策のうち、特に「環境にやさしい持続可能なまちをつくる」を実現するために、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成していく計画である。

総合計画の基本理念及び現状の課題を踏まえ、以下に示す基本方針に基づいてごみの発生抑制及び適正な処理処分を推進し、循環型社会と低炭素社会の構成に努める。

市民が2Rに取り組むための意識啓発及び排出知識の周知並びに排出抑制に向けた手数料の見直しの検討

市民が自ら、発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】に取り組めるよう、分別排出や資源回収への排出、食品の3キリ（「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」）など市民が取り組むことができることについて積極的な情報発信や、わかりやすい広報・啓発を図る。また、環境美化地区推進員と連携しごみ減量の周知を図る。さらに、生活系ごみの手数料についてのあり方について検討する。

資源物を分別排出できる機会の提供

市民が分別した資源物を、収集曜日に関係なく排出できるよう、資源物回収拠点の拡充を図る。

事業者等が排出抑制に取り組むための手数料の見直しを含めた仕組みづくり

廃棄物を多量に排出する事業所が計画的に排出抑制に取り組めるよう、排出計画書作成の支援を行うとともに、先駆的にごみの減量化に取り組む事業所が実際に行っている取り組みにつ

いて周知を図ることで、取り組みの水平展開を図る。また、ごみ処理手数料の見直しについて具体的に取り組む。

許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

事業所が、紙類等の資源物の排出抑制に取り組めるよう、収集運搬許可事業者と連携した排出指導體制づくりを図る。

市民団体や民間事業者等が取り組む資源化の支援

廃棄物を新たな資源として活用に取り組む市民団体や事業者を支援する。

分別品目及び区分と広域処理体制の検討

新ごみ処理施設整備基本構想では、引き続き福井坂井地区広域市町村圏事務組合での広域処理を継続することとしているが、分別品目及び区分と今後の広域処理体制のあり方について、関係団体との協議を含め検討を行う。

現有施設の維持管理、新ごみ処理施設の整備及び最終処分場の検討

ごみ処理を安全に安定して行うため、現有施設の適切な維持管理を行うとともに、新ごみ処理施設の整備に向けた取り組みを着実に進める。また本市域内での最終処分も含め、安全に安定した最終処分について、引き続き検討する。

生活排水の処理計画

生活排水の処理は、昭和23年から下水道整備を開始し、加えて昭和55年から農業集落排水の整備を行ってきた。その後、平成15年度に福井市汚水処理施設整備基本構想の見直しに伴い令和2年度に汚水処理人口普及率100%を整備目標とし、下水道区域、集落排水区域、合併処理浄化槽区域を明確化した。また、総合計画に示した将来都市像である「みんなが輝く全国に誇れる ふくい」の実現に向けて政策を進めており、「強靱な社会基盤と安全で快適な生活環境が整ったまちをつくる」を実現するため生活排水による水質汚濁負荷のないまちづくりを進めていく計画である。

処理施設の整備に関わる基本方針は次のとおりである。

福井市汚水処理基本構想に定めた下水道区域は公共下水道で整備する。

福井市汚水処理基本構想で定めた集落排水区域は集落排水で整備する。

福井市汚水処理基本構想で定めた下水道区域、集落排水区域、集合処理施設区域以外は浄化槽で整備する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

福井県では、「福井県ごみ焼却処理広域化計画（平成10年度～平成19年度）」が策定されている。この計画では、県内を4ブロックに分け、施設の集約化と整備を図り、ごみ処理の広域化を目指している。

現在、本市が属している福井坂井ブロック、丹南ブロックにおいては、福井市クリーンセンターと、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター、鯖江クリーンセンター、南越清掃組合 第1清掃センターの4施設で本市を含む5市1町のごみを処理している。

焼却施設に関しては、施設の被災を想定したリスク分散を考慮し、今後も現行の、福井・美山区域については福井市クリーンセンターで、越廼・清水区域については鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターでの処理体制を維持することとした。ただし、新ごみ処理施設の稼働開始にあわせ、福井市内すべての区域を新ごみ処理施設での処理に変更する。不燃物の処理に関しては、今後も現行の、福井・美山区域については福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで、越廼・清水区域については鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターでの処理

体制を維持することとした。ただし、新ごみ処理施設の稼働開始にあわせ、福井市内すべての区域を福井坂井地区広域市町村圏事務組合での処理に変更することを基本とする。

今後、災害時に一時的に多量発生する廃棄物の処理については、広域的な処理体制の確保を図るため、周辺地域との連携について、協議を進める。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、普及啓発や情報提供、環境教育等を行う。

福井市では、従来よりプラスチック容器包装の分別を行っている。プラスチック使用製品廃棄物との一括回収については、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

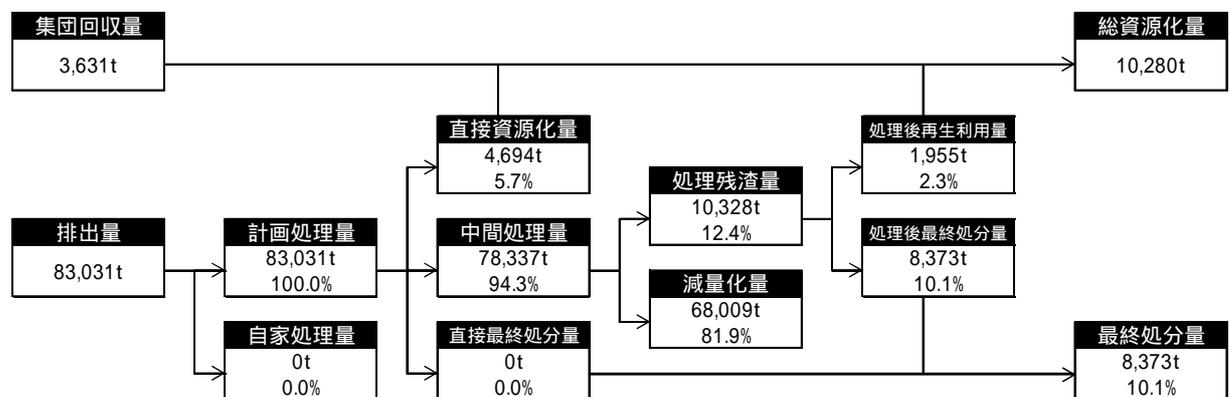
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図1に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め、86,661tであり、再生利用される「総資源化量」は10,280t、リサイクル率(=総資源化量/総排出量)は11,9%である。

中間処理による減量化量は68,009tであり、集団回収量を除いた排出量の81.9%を減量化している。また計画処理量の10.1%に当たる8,373tを埋立処分(直接最終処分量はゼロ)している。なお、中間処理量のうち、福井市クリーンセンターでの焼却量は65,011tである。福井市クリーンセンターでは、発電、場内給湯等、また隣接する東山運動公園のプールの高温水供給を行っている。発電量は11,250MWhである。

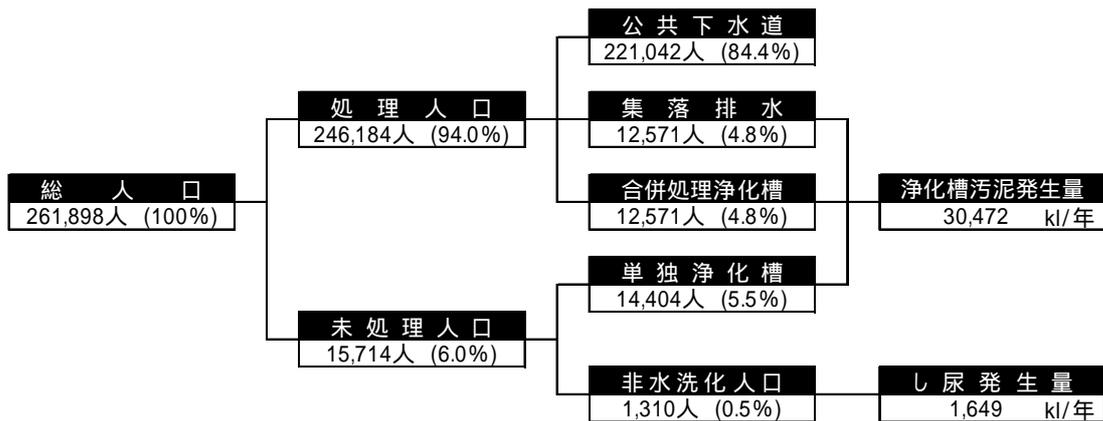


端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 現状のごみ処理状況フロー (令和2年度)

(2) 生活排水の処理の現状

令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2に示すとおりである。



処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の推進を図るため、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

事業系ごみについて、1事業当たりの排出量の現状の値が目標の値を下回っている理由として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響で、飲食店や商業施設等から出る事業系ごみが大幅に減少したことに起因している。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合 ¹⁾ (令和2年度)	目標(割合 ¹⁾ (令和9年度)
排出量	事業系 総排出量	26,048 t	26,181 t (0.5%)
	事業所数	17,442 事業所	17,442 事業所 (0.0%)
	1事業所当たりの排出量 ²	1.49 t/事業所	1.50 t/事業所 (0.5%)
	生活系 総排出量	56,983 t	51,947 t (-8.8%)
	人口	261,898 人	261,730 人 (-0.1%)
	1人当たりの排出量 ³	218 kg/人	198 kg/人 (-8.8%)
	合計 事業系生活系排出量合計	83,031 t	78,129 t (-5.9%)
再生利用量	直接資源化量	4,694 t (5.7%)	4,281 t (5.5%)
	総資源化量	10,280 t (11.9%)	9,892 t (12.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	11,642 MWh/年	未定(今後検討)
最終処分量	埋立最終処分量	8,373 t (10.1%)	7,625 t (9.8%)

1 排出量は現状(R2)に対する割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合。

2 1事業所当たりの排出量 = (事業系ごみの総排出量 - 事業系ごみの資源ごみ量) / (事業所数)

3 1人当たりの排出量 = (生活系ごみの総排出量 - 生活系ごみの資源ごみ量) / (人口)

《用語の定義》

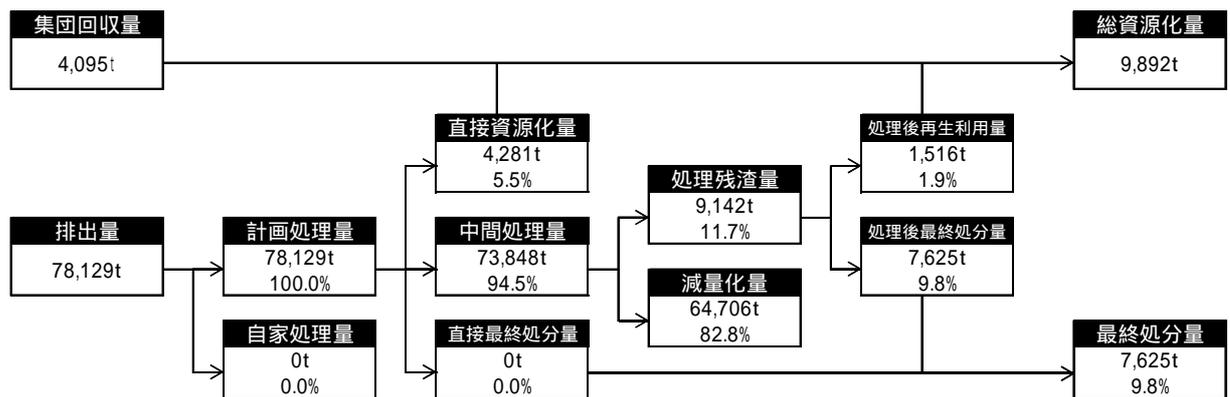
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)(単位：t)

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(単位：t)

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量(単位：MWh)

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差(単位：t)

最終処分量：埋立処分された量(単位：t)



端数処理により割合・合計が合わないことがある。

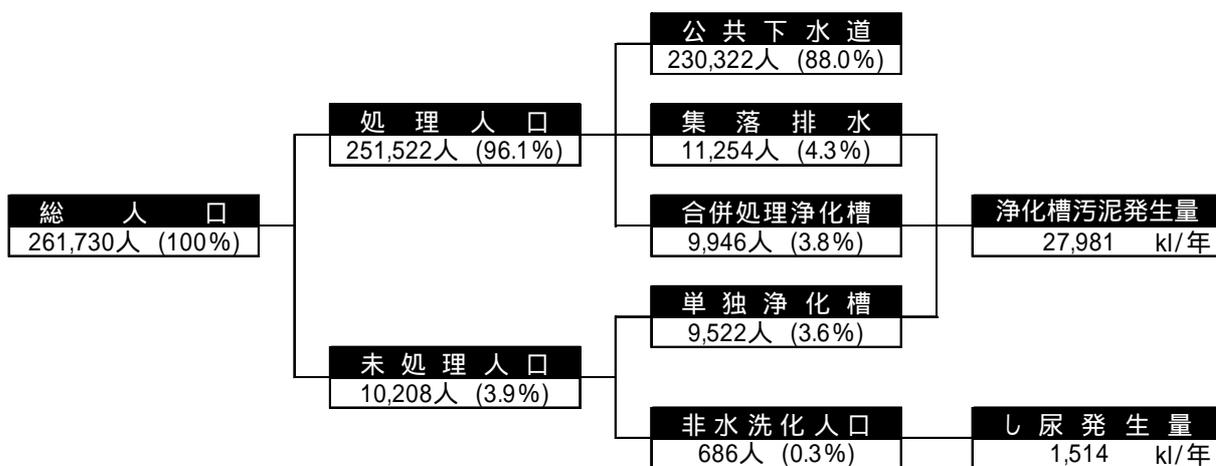
図3 本市の目標達成時におけるごみ処理フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道、農業集落排水施設を中心に適正処理を進め、それらの集合処理施設の対象区域以外において合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

表3 生活排水処理の目標値

		令和2年度実績		令和9年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	221,042	人 (84.4%)	230,322	人 (88.0%)
	農業集落排水施設等	12,571	人 (4.8%)	11,254	人 (4.3%)
	合併処理浄化槽等	12,571	人 (4.8%)	9,946	人 (3.8%)
	未処理人口	15,714	人 (6.0%)	10,208	人 (3.9%)
	合計	261,898	人	261,730	人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,649	キロリットル	1,514	キロリットル
	浄化槽汚泥量	30,472	キロリットル	27,981	キロリットル
	合計	32,121	キロリットル	29,495	キロリットル



処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー図

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 生活系ごみ、事業系ごみの発生抑制・資源化

市民が2Rに取り組むための意識啓発及び排出知識の周知並びに排出抑制に向けた手数料の見直しの検討

地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報

- ・市職員、NPO等による学習会の実施
- ・施設見学会の開催
- ・環境美化地区推進員との連携による分別排出等の啓発
- ・市政広報等による廃棄物の現状や2Rの取り組み事例等の提供
- ・廃棄物減量等推進会議の開催

市民・事業者への啓発・働きかけの実施

- ・食品の3キリ（「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」）、草の土きり、木・枝等の乾燥後の排出、買い物袋持参、簡易包装商品の選択、壊れたものの部品交換や修理による再利用など市民が簡単に出来る減量行動の周知
- ・容器包装簡素化、レジ袋無料配布の中止等の小売店事業者への働きかけ
- ・部品交換や修理体制の整備等の事業者への働きかけ
- ・リユース（リサイクル）ショップマップ等の作成
- ・市民が取り組んでいるエコ活動についての広報
- ・適正排出についての広報

生活系廃棄物手数料の見直し

- ・有料化を実施している類似都市の取組状況についての調査
- ・処理手数料の負担水準や有料化に向けたスケジュール、有料化に伴う新たな施策などについての調査
- ・上記調査結果を基にし、指定（ごみ）袋有料化及び持込手数料及び粗大廃棄物の手数料の改訂の検討

資源物を分別排出できる機会の提供

新たな資源物回収拠点の検討

- ・新たな回収拠点及び回収対象物の検討、実施
- ・市有施設回収拠点の設置の検討、実施

古紙類の分別排出の推進

- ・集団回収の実施の広報
- ・店頭回収（古紙業者や小売店等が実施）の場の広報

新たな分別区分（以下）の導入等の検討

- ・アルミ付紙パック等、生ごみ、枝・葉・草、紙おむつ、食用油

事業者等が排出抑制に取り組むための手数料の見直しを含めた仕組みづくりの検討

事業所の3R意識の醸成

- ・多量排出事業所3R推進計画制度の推進
- ・ふくい優エコ事業所（エコショップ・エコオフィス）認定制度の推進
- ・事業所の3Rに取り組む先進事例の広報
- ・資源化を行っている処理業者の広報（周知）
- ・家庭系ごみ袋での搬出防止啓発の実施
- ・産業廃棄物混入防止啓発の実施

事業系廃棄物手数料の見直し

- ・事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し

許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

事業所排出情報の市への提供

- ・許可事業者から市に（多量）排出事業者の廃棄物排出状況の報告

許可事業者との連携による排出事業所指導

- ・搬入物の監視強化

- ・クリーンセンター古紙類搬入の制限
事業系廃棄物手数料の見直し（再掲）
- ・事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し

市民団体や民間事業者等が取り組む資源化の支援

新たな資源化に取り組む市民団体の支援

- ・古紙等集団資源回収の実施
事業者による資源物店頭回収・自主回収の場の設置促進
- ・自主回収の場の現状把握
- ・新たな自主回収の場の設置促進、働きかけ

分別品目及び区分と広域処理体制の検討

広域処理体制の検討

- ・広域処理体制に係る本市の考え方の整理
- ・広域処理施設の整備又は更新の検討への参画
- ・自区域内不燃性廃棄物処理の検討

現行分別区分、内容の整理

- ・燃やせないごみ
- ・その他の資源物

現有施設の維持管理、新ごみ処理施設の整備及び最終処分場の検討

現有施設の維持管理

- ・現焼却施設の維持管理
- ・災害廃棄物処理計画の策定

新ごみ処理施設の整備

- ・新ごみ処理施設詳細設計の実施
- ・新ごみ処理施設の建設
- ・新ごみ処理施設等の運営、維持管理（焼却施設の運営・維持管理、避難拠点施設の運営）

最終処分場設置の検討

- ・最終処分場構想の作成
- ・最終処分場設置基本計画の作成
- ・最終処分場の建設

イ 生活排水対策

発生抑制・再利用の推進

- ・家庭から排出される汚泥負荷量の削減のため、住民の生活排水に対する意識を高めてもらうよう、啓発活動の強化を図る。
- ・市政広報等に設置促進及び維持管理の徹底を掲載する。
- ・定期的な保守点検、清掃及び定期検査の徹底を促し、適正な管理者に対しては、費用の一部を浄化槽維持管理補助金として補助する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの現状と今後

当面、分別区分については、現状維持どおり4種類16分別と集団回収とするが、便宜、必要に応じて見直すものとする。

収集は、従来どおり、基本計画の「適正なごみ処理の推進」を踏まえ、迅速かつ衛生的であることに加えて、収集後の資源化、適正処理の効率化に対応できる収集・運搬体制を構築する。

処理体制は、当面、燃やせるごみは福井市クリーンセンターと鯖江広域衛生施設組合クリーンセンターで焼却処理し、燃やせないごみ・粗大ごみは福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターと鯖江広域衛生施設組合クリーンセンターで破碎処理するものとする。しかし、令和 8 年度新ごみ処理施設の整備後については、福井市全域を対象とした新ごみ処理施設による焼却処理、燃やせないごみ・粗大ごみは福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターでの処理を継続する。

表 4 本市のごみ処理施設体制

現有施設名	種類	処理する廃棄物	処理能力	住所	竣工年
福井市クリーンセンター	ごみ焼却施設	福井・美山区域の燃やせるごみ(1)	345t/日	福井市寮町 50-41	平成 3 年
福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター	ごみ処理施設 (焼却・破碎)	福井・美山区域の燃やせないごみ、粗大ごみ	222t/日 90t/5h	あわら市笹岡 33-3-1	平成 7 年
鯖江広域衛生施設組合クリーンセンター	ごみ処理施設 (焼却・粗大ごみ処理)	越廼・清水区域の燃やせるごみ、燃やせないごみ・粗大ごみ	120t/日 50t/5h	鯖江市西番町 15-11	昭和 61 年

(1) 福井市クリーンセンターは、直接持込については、福井市全域を対象としている。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

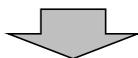
廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系のごみは許可業者によって収集されているが、月に 50 袋以内（約 250 kg）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業用指定袋を使用して排出できることとしている。また、燃やせるごみは福井市クリーンセンターと鯖江広域衛生施設組合クリーンセンターに、燃やせないごみ・粗大ごみは福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターと鯖江広域衛生施設組合クリーンセンターに持ち込みできる。今後については排出者責任の明確化、許可業者による搬入ごみの分別状況調査などを実施し、搬入拒否を含めて分別の徹底を指導していく。また、事業者自身による発生抑制の指導や、公共施設（学校給食センター等）での取り組みを推進していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道、集落排水、浄化槽の污水処理施設整備に当たり、引き続き、それぞれの特徴を踏まえ、整備を行う。

表5 福井市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(令和2年度)							
福井市							
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(t)			
		一次処理	二次処理				
燃やせるごみ	焼却	福井市クリーンセンター 鯖江クリーンセンター	(焼却灰)埋立 (金属類)売却資源化	64,183			
				2,391			
燃やせないごみ	破碎	広域圏清掃センター 鯖江クリーンセンター	(不燃物)埋立 (金属類)売却資源化	11,272			
				490			
びん	リサイクル	委託	資源化	1,050			
缶				359			
ペットボトル				260			
プラスチック製容器				2,190			
ダンボール・紙製容器				664			
紙パック				12			
新聞・雑誌				12			
乾電池				54			
蛍光灯				4			
スプレー缶				19			
小型家電				70			
新聞・雑誌・紙パック				集団回収			3,631



今後(令和9年度)							
福井市							
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(t)			
		一次処理	二次処理				
燃やせるごみ	焼却	(仮称)新ごみ処理施設	(焼却灰)埋立 (金属類)売却資源化	63,222			
燃やせないごみ	破碎、焼却	広域圏清掃センター	(焼却灰・不燃物)埋立 (金属類)売却資源化	10,626			
びん	リサイクル	委託	資源化	979			
缶				317			
ペットボトル				233			
プラスチック製容器				1,936			
ダンボール・紙製容器				635			
紙パック				11			
新聞・雑誌				10			
乾電池				85			
蛍光灯				34			
スプレー缶				9			
小型家電				33			
新聞・雑誌・紙パック				集団回収			4,095

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前記、表5の処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置場所	事業期間	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 (仮称)新ごみ処理施設	福井市エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備事業	(焼却能力) 265t/日	福井市	令和4年度 ~令和8年度	

(整備理由)

既存施設の老朽化による機能低下に対処するため、処理体制の見直しを含め、新ごみ焼却施設の整備を行う。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり実施する。

表7 合併処理浄化槽への整備計画

事業	直近の整備済み 基数(基) (令和2年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	3,069	200	532	R4~R8	-
公共浄化槽等整備推進事業	199	-	-	-	-
その他地方単独事業	-	-	-	-	-
合計		200	532		

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 野焼きなどの不適正処理及び、不法投棄の防止

良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するため、市民や事業者に対する周知を徹底し、豊かな自然を守り、生活環境の保全に努める。

イ 災害廃棄物処理計画

平成23年3月に発生した東日本大震災から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、事前に対策を講じておくことが重要である教訓を得た。そこで、地震、水害等の災害が発生した場合においても、住民の安全・衛生を確保するために速やかに処理すべく、令和4年度に策定した「福井市災害ごみ処理マニュアル」に基づいた災害時の廃棄物処理実行計画を立案し、近隣自治体と連携した処理体制の下で適正に処理を進めていく。

4 . 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

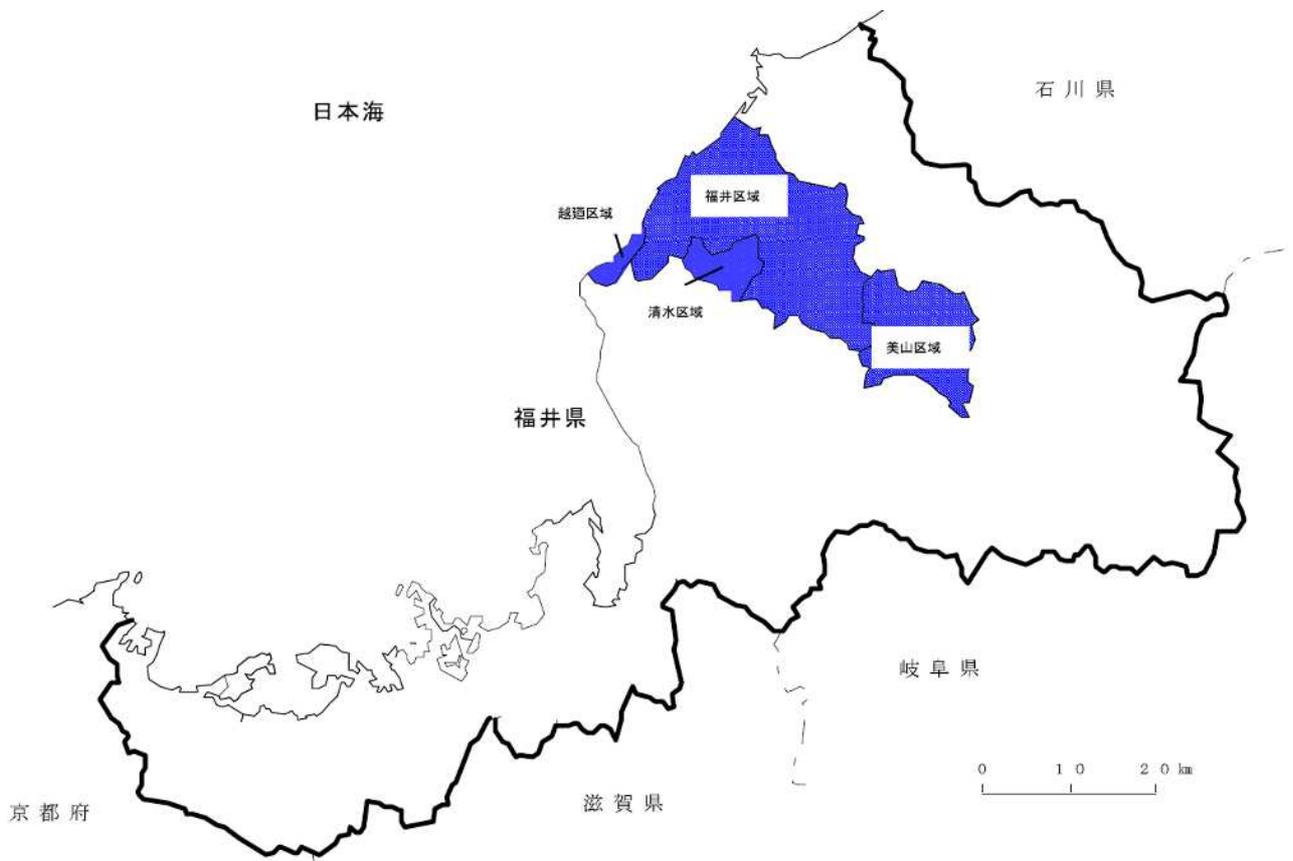
毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて国及び県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直し等を行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料 1 福井市行政区域図



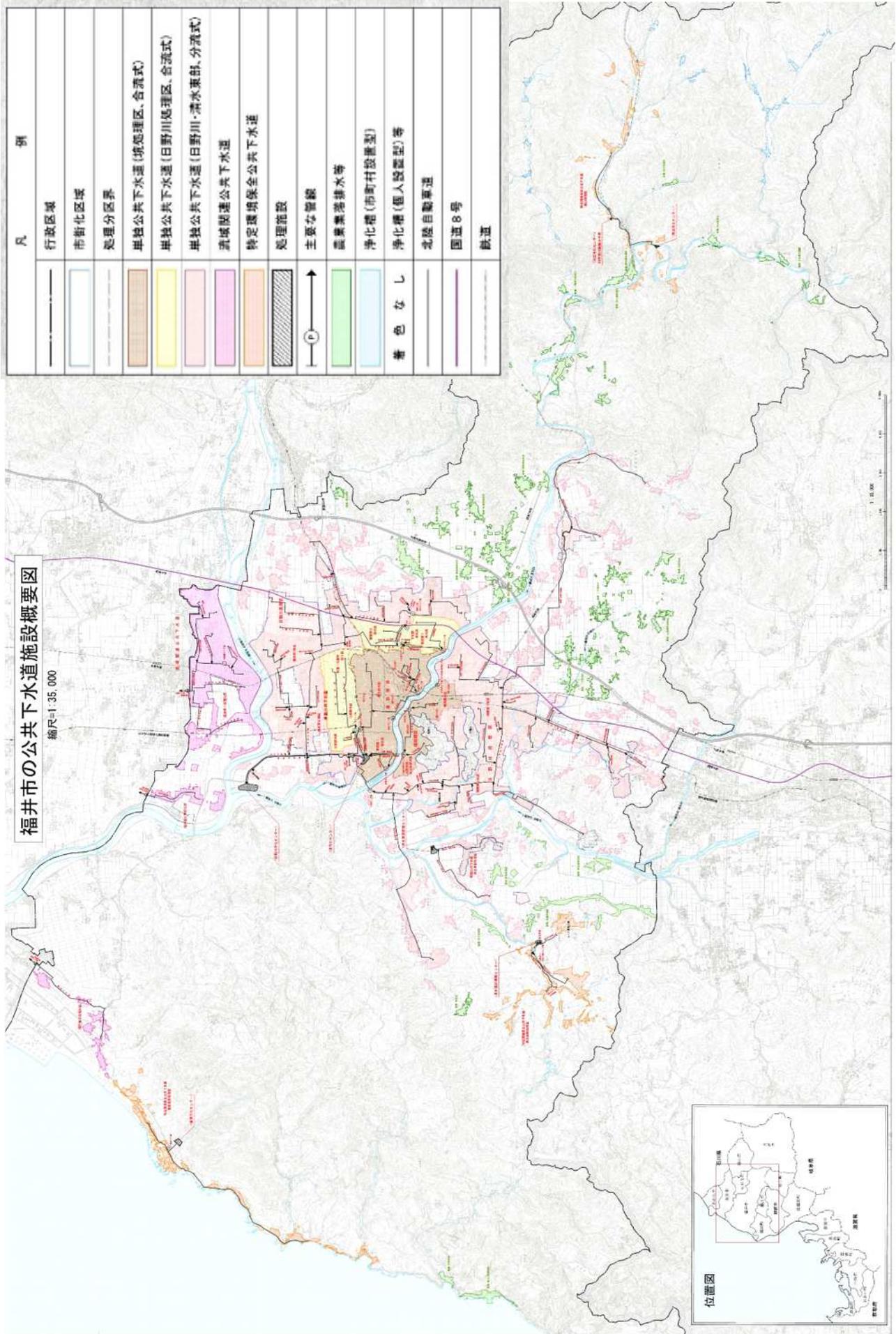
添付資料2 一般廃棄物処理施設位置図



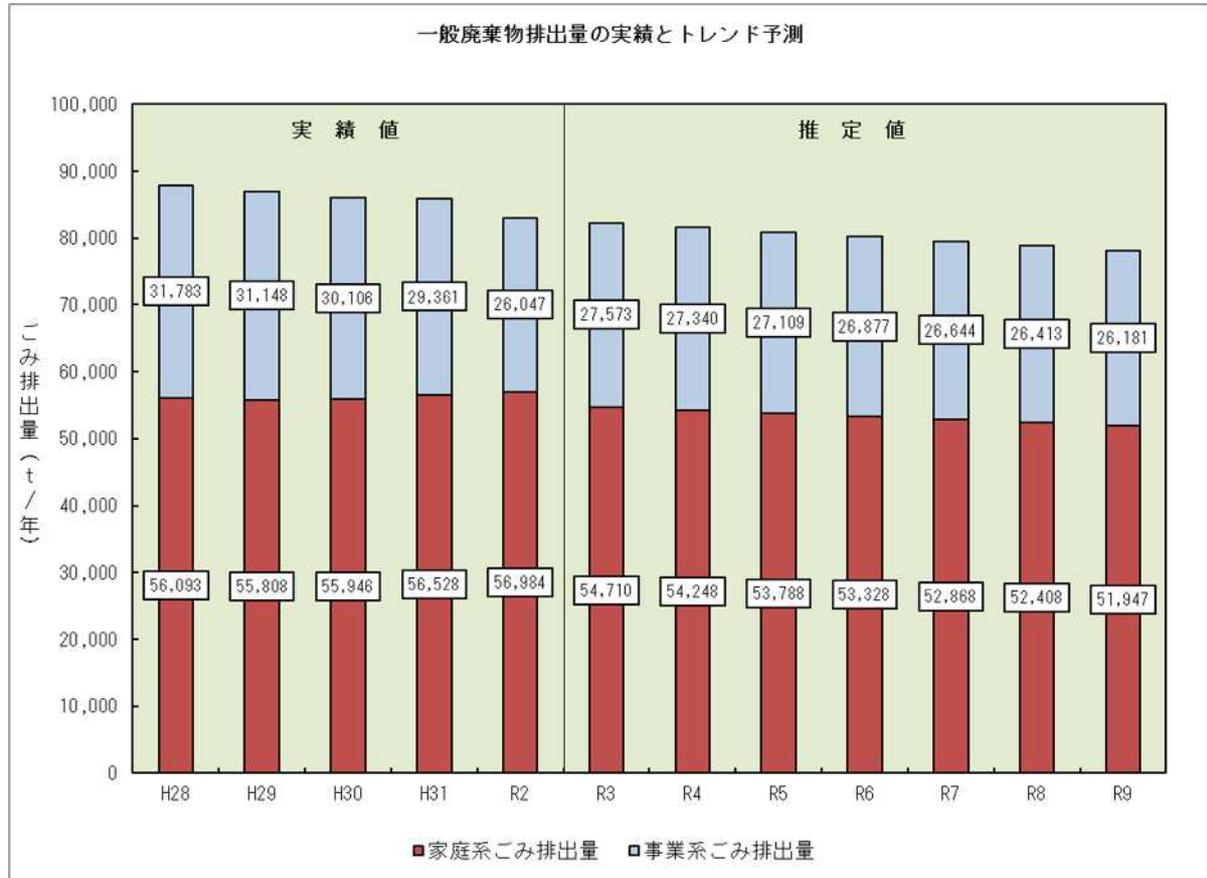
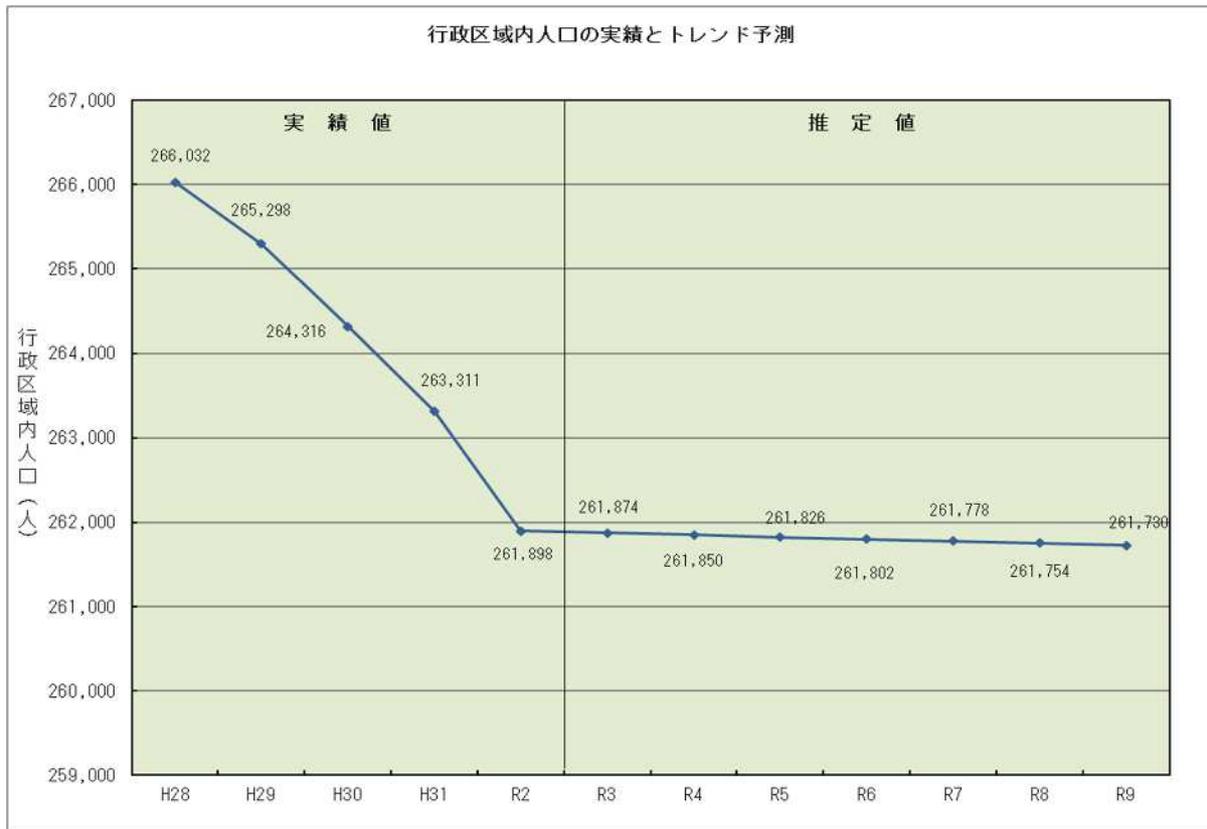
ごみの種類	対象区域	施設区分	施設名	所在地
燃やせるごみ	福井区域 美山区域 (1)	ごみ焼却施設	福井市クリーンセンター	福井市寮町50-41
	越廼区域 清水区域	ごみ焼却施設 最終処分場	鯖江広域衛生施設組合 クリーンセンター、夢の杜おた	鯖江市西番町15-11
燃やせないごみ 粗大ごみ	福井区域 美山区域	ごみ焼却施設 最終処分場	福井坂井地区広域市町村圏 事務組合清掃センター	あわら市笹岡33-3-1
	越廼区域 清水区域	ごみ焼却施設 最終処分場	鯖江広域衛生施設組合 クリーンセンター、夢の杜おた	鯖江市西番町15-11

1 福井市クリーンセンターは、直接持込については、福井市全域を対象としている。

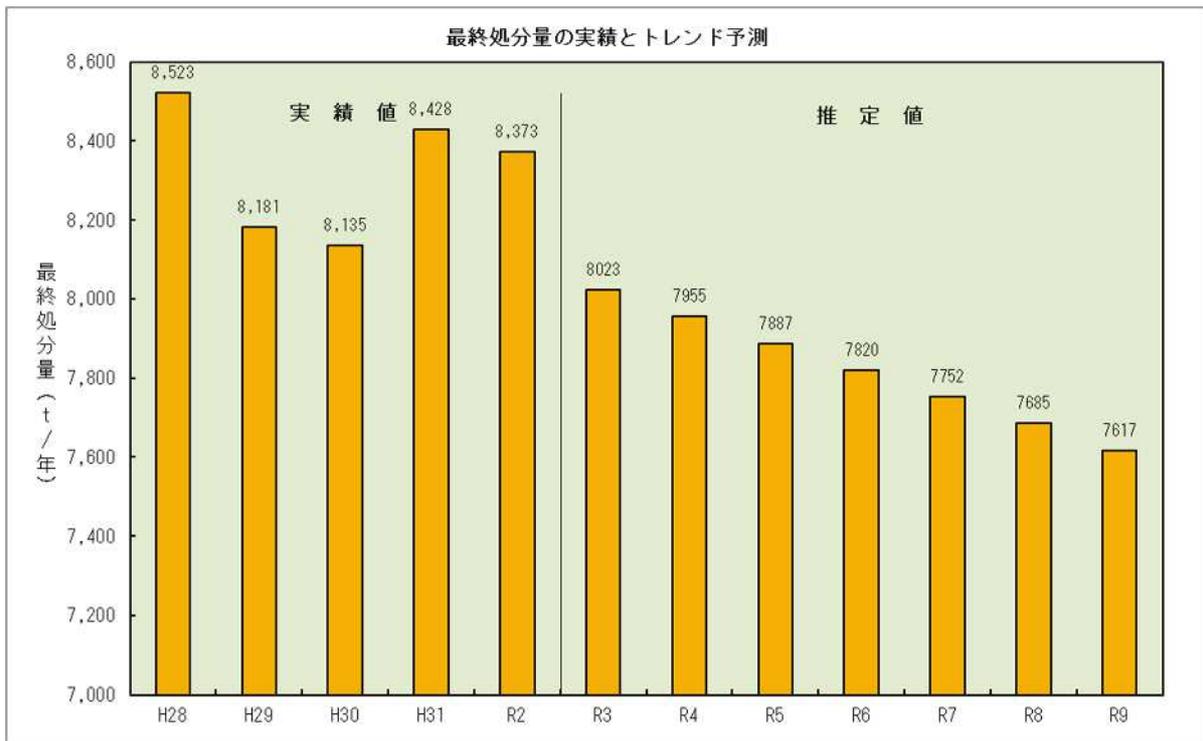
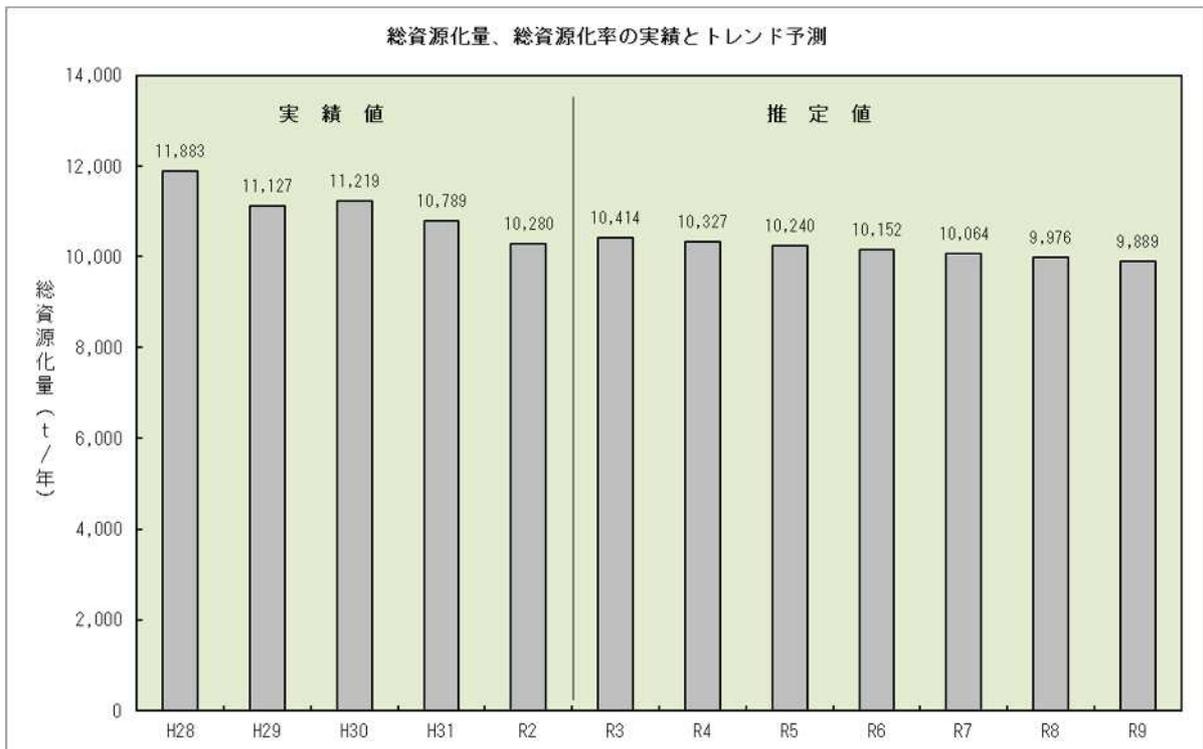
添付資料3 生活排水処理区域



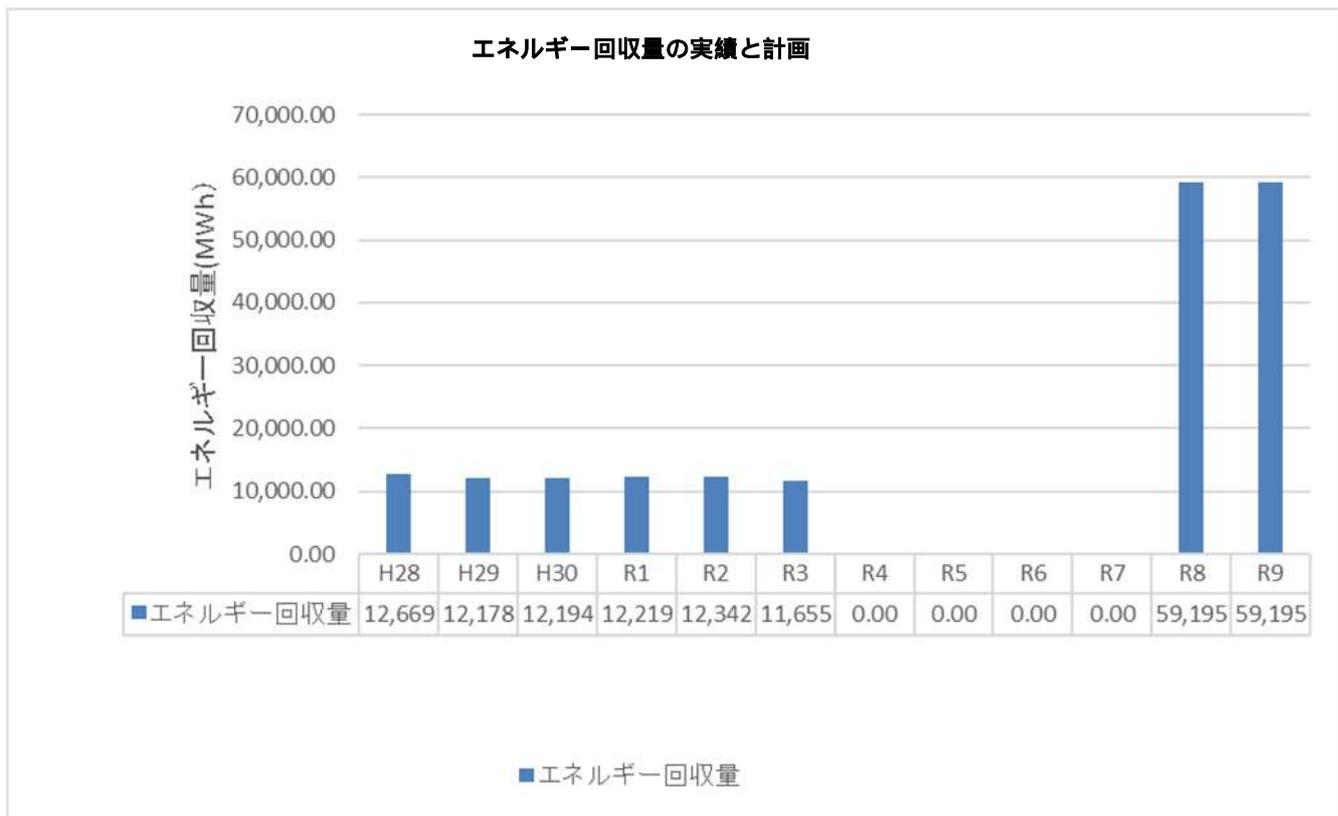
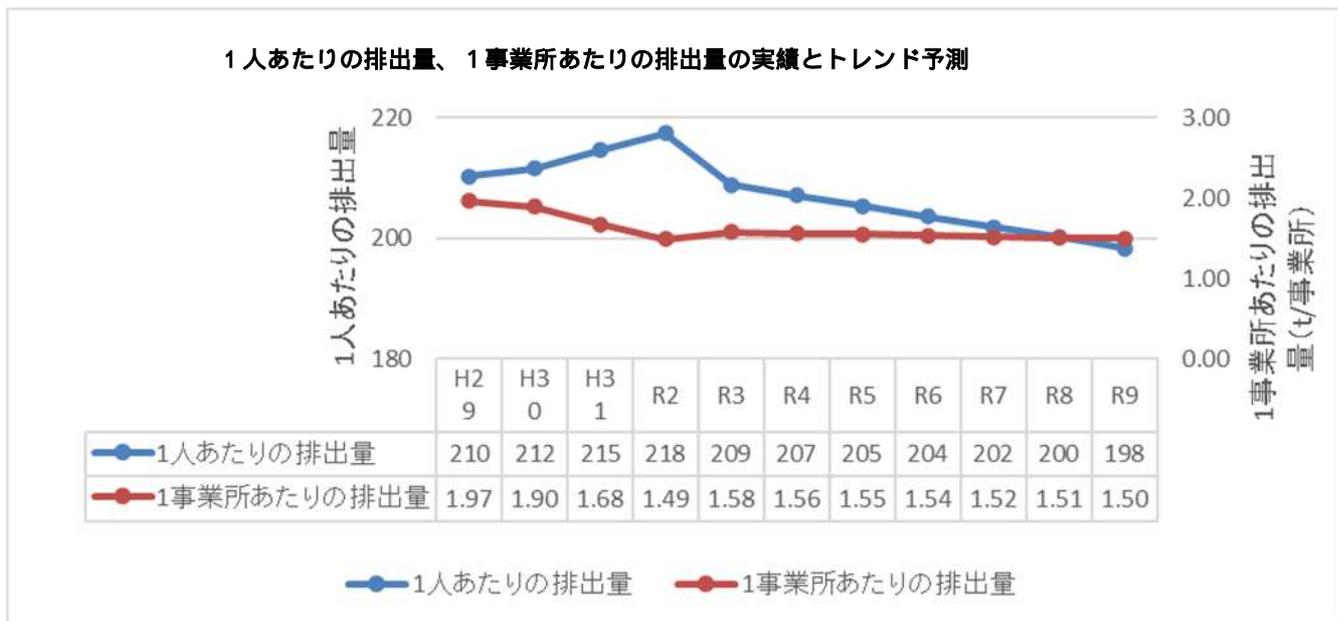
添付資料 4 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ-1



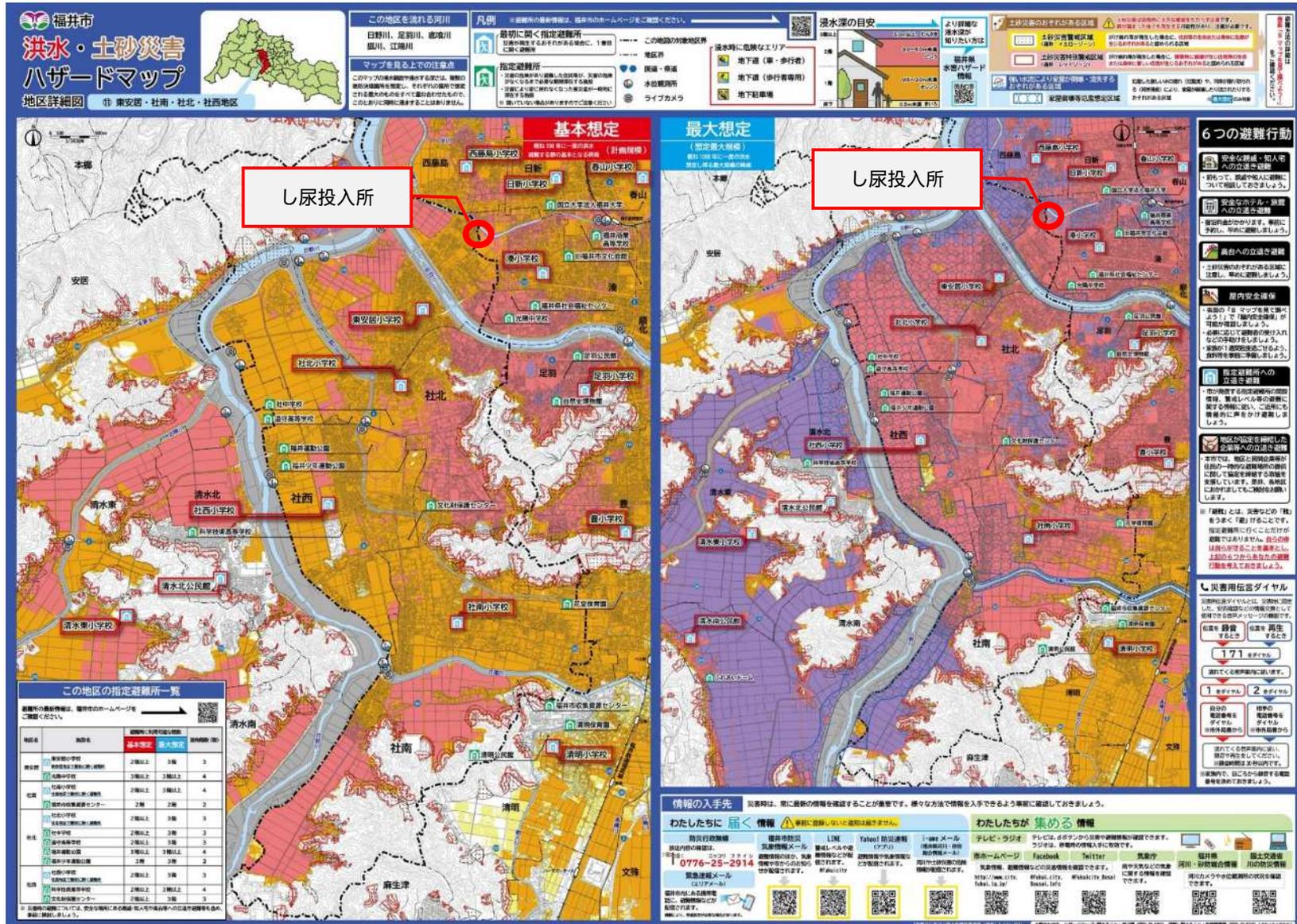
添付資料 4 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ-2



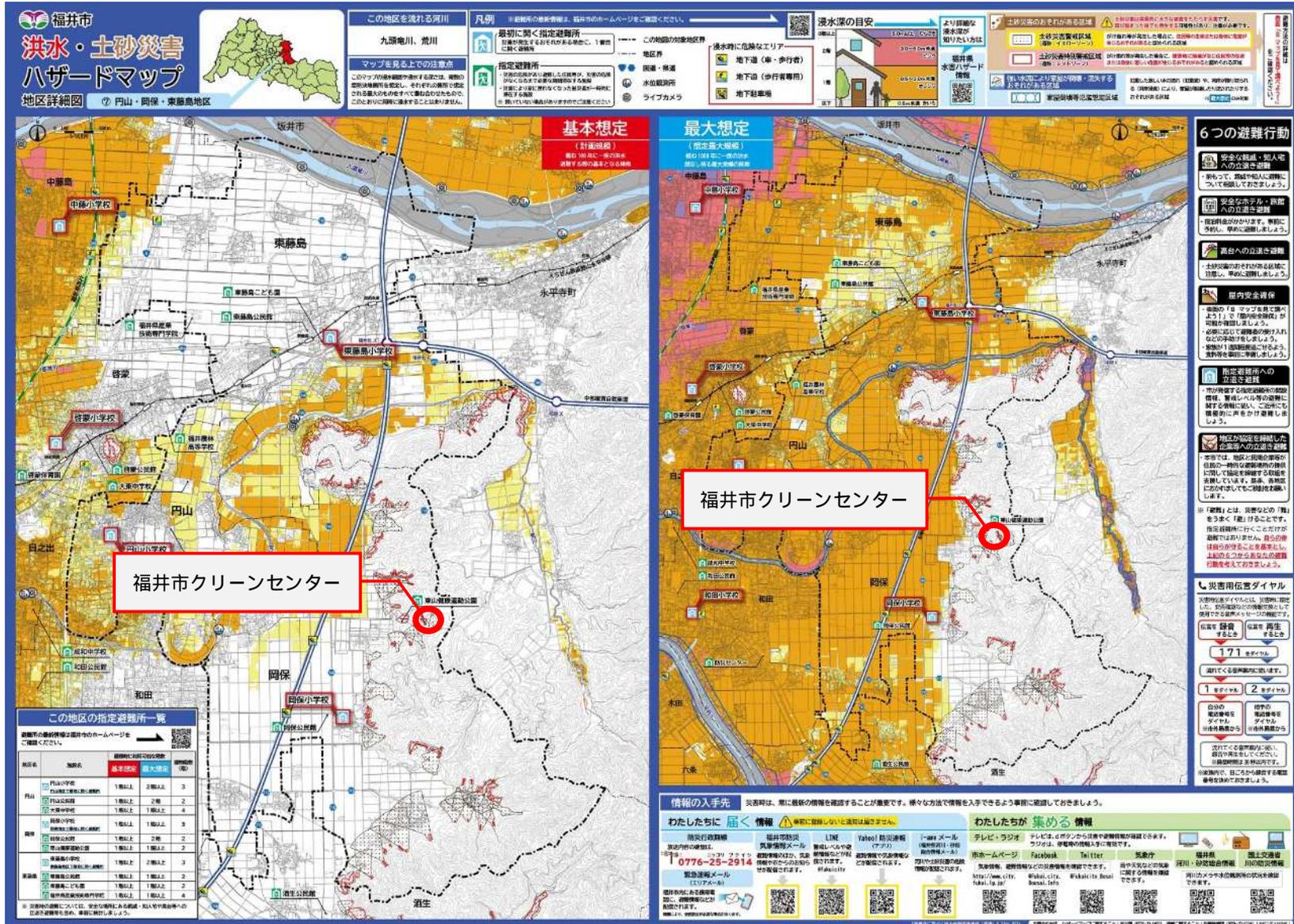
添付資料 4 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ-4



添付資料5 ハザードマップ-1(し尿投入所)



添付資料5 ハザードマップ-2(福井市クリーンセンター)



様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	福井市	(2) 地域内人口	261,898人	(3) 地域面積	536.41km ²
(4) 構成市町村等名	福井市	(5) 地域の要件	人口()面積() 沖縄 離島 奄美()豪雪() 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 設立されていない場合、今後の見通し：				

交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標	年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和9年度	
排出量	事業系	総排出量 (t)	31,783	31,148	30,106	29,361	26,048	26,181 (R2比0.5%)
		事業所数 (事業所)	15,789	15,789	15,789	17,442	17,442	17,442 (R2比0.0%)
		1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	2.01	1.97	1.91	1.68	1.49	1.50 (R2比0.5%)
	生活系	総排出量 (t)	56,093	55,808	55,946	56,528	56,983	51,947 (R2比-8.8%)
		人口 (人)	266,032	265,298	264,316	263,311	261,898	261,730 (R2比-0.1%)
		1人当たりの排出量 (kg/人)	211	210	212	215	218	198 (R2比-8.8%)
合計	事業系生活系排出量合計 (t)	87,876	86,956	86,052	85,889	83,031	78,129 (R2比-5.9%)	
再生利用料	直接資源化量 (t)	4,619 -5.30%	4,533 -5.20%	4,665 -5.40%	4,608 -5.40%	4,694 -5.70%	4,281 -5.50%	
	総資源化量 (t)	11,883 -12.50%	11,127 -11.70%	11,219 -11.50%	10,789 -11.90%	10,280 -11.90%	9,892 -12.00%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量 (MWH)	-	-	-	-	11,642	-	
	年間の熱利用量 (GJ)	-	-	-	-	-	-	
最終処分量	埋立最終処分量 (t)	8,523 -9.70%	8,181 -9.40%	8,135 -9.45%	8,428 -9.80%	8,373 -10.1%	7,625 -9.8%	

別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。
 人口は各年10月1日(福井市ホームページより)

4 生活排水処理の現状と目標

指標	年	過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和9年度
総人口		264,906	263,847	263,109	261,986	261,898	261,730
公共下水道	汚水衛生処理人口	216,540	217,696	218,491	219,442	221,042	230,322
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	81.8	82.5	83.0	83.8	84.4	88.0
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	13,525	13,326	13,136	12,873	12,571	11,254
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.1	5.0	5.0	4.9	4.8	4.3
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	14,390	14,161	13,551	12,770	12,571	9,946
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.4	5.4	5.2	4.9	4.8	3.8
未処理人口	汚水衛生未処理人口	20,451	18,664	17,931	16,901	15,714	10,208

参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	福井市	3,069	8,410	平成2年	200	532	令和9年度	
公共浄化槽等整備推進事業	福井市	199	437	平成13年	-	-	-	

計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料）

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 2

事業種別	事業番号 1	事業主体 名称 2	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考	
				開始	終了	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
焼却施設整備に関する事業						31,161,765	1,377,886	3,482,680	10,108,900	16,192,299	0	23,458,050	244,969	2,413,637	7,995,708	12,803,736	0
焼却施設																	
福井市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	福井市	265 t /24 h	R4	R8	31,161,765	1,377,886	3,482,680	10,108,900	16,192,299	0	23,458,050	244,969	2,413,637	7,995,708	12,803,736	0
浄化槽に関する事業						182,519	23,639	39,720	39,720	39,720	39,720	86,880	11,040	18,960	18,960	18,960	18,960
浄化槽設置整備事業	2	福井市	188 基	R4	R8	182,519	23,639	39,720	39,720	39,720	39,720	86,880	11,040	18,960	18,960	18,960	18,960
合 計						31,344,284	1,401,525	3,522,400	10,148,620	16,232,019	39,720	23,544,930	256,009	2,432,597	8,014,668	12,822,696	18,960

1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

5 事業が地域計画をまたぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	福井市
(2) 施設名称	(仮称)新ごみ処理施設
(3) 工期	令和4年度～令和8年度
(4) 施設規模	処理能力 約265 t /日
(5) 形式及び処理方式	焼却ストーカ方式
(6) 余熱利用の計画	未定（今後検討）
(7) 地域計画内の役割	安定的なごみ処理体制の確保等
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 事業計画額	31,161,756千円 うち、交付対象事業費 23,458,050千円
------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	福井市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	集落内、農業用水路や各河川に排出される生活排水の水質汚濁防止を目的とし、BOD除去率90%以上、放流水質のBOD20mg/L以下の機能を有するもので、浄化槽法第4条第2項に規定する構造基準に適合する浄化槽を設置する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) 生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和4年度～令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 86,880 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 86,880 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (500 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	188基 (500人分)	86,880千円	182,519千円	86,880千円
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	188基 (500人分) 基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	86,880千円	182,519千円	86,880千円